

## 土木構造物共通示方書Ⅰ 講習会における質問に対する回答(案)

	質問	回答
東京会場	1 責任技術者の権利を皆同等にする具体的方法を提案できないでしょうか？	権限と責任を契約上明確にすることで理想に近づくと考え、そのような提案をしております。
	2 上級土木技術者と土木技術者の区分が不明確	上級土木技術者は、1.3.2で定義しております。
	3 p.21 設計変更は「監理の責任技術者が提言しないと認められない」という考えでしょうか？	監理の責任技術者が技術的中立性をもって確認するというので、提言しないと認められないという考えではありません。
	4 P.24 維持管理の契約形態はP.10の方に入れたほうが構成がすっきりすると思います。	維持管理は、現状では、施設管理者等が直接行っている場合も多く、設計や施工とは性質が異なるためこのような記述としています。ご指摘の点については、今後の改訂で検討したいと思います。
	5 責任技術者の責任期間は？設計は設計完了、発注期間へ引渡し時に完了するのか？施工後の瑕疵期間も責任は発生するのか？	責任技術者の責任期間は、基本的に契約期間と同じだと考えます。ただし、ご指摘にある設計ミスや不具合については、通常の契約上の瑕疵に当たるものであり、契約者同士で処理されるべきものと考えます。
	6 発注期間側に責任技術者とあるが、町や村役場には技術職はいないと思う	その場合には、代理の技術者を立てることを推奨しています。
	7 施工請負者と発注者の契約に設計照査があり、元設計が間違っても、施工請負者の責任が今までは問われていたが、今後は設計会社および発注者が設計に責任を負うのか	設計の品質は、二重の照査を行うことにより、設計段階で確保されるべきとの認識を示しました。また施工契約に設計照査が含まれる場合には、その具体的項目とその対価を契約書において明確にする必要があることを3.4.1(2)の解説に示しました。なお、具体的な例としての設計照査の範囲等は各地方整備局のガイドライン等を参照ください。
	8 瑕疵について記述が少ない	瑕疵の定義などについては民法によるもので、瑕疵が発生した場合の取り扱いについては、それぞれの契約書によるものと考えます。
	9 現状は何年経過しても土木構造物の場合、請負者が瑕疵を問われて補修させられることが多い。建築のように何年と名言できないか？	瑕疵の定義などについては民法によるもので、瑕疵が発生した場合の取り扱いについては、それぞれの契約書によるものと考えます。
	10 三者関係の目的はよいと思うが、隣接箇所でも他事業者がある場合、設計照査を担当する責任技術者、工事の監理を担当する責任技術者が第三者機関として機能するか疑問を感じた	契約関係がなくとも所属機関として利害関係を有する場合のことを指していると思われませんが、そのようなケースまで包含するような精緻な規定を条文化することは極めて困難であると思われまます。
	11 国の出先機関に勤務するものですが、今回制定された示方書の中で、特に注目したのは「責任技術者」です。ご存知とは思いますが、昨今の情勢で予算が縮減されており、ギリギリの中で事業を執行しております。今回チェック機能重視というお考えを基に、設計・工事共、上級技術者の資格を有する責任技術者の配置を定められておりますが、発注者側の人材確保、それに代わる第三者機関への外注、照査機関との別途契約、どれにしても限られた予算を圧迫するものであり、現実的ではありません。長い目で長期的に考えれば、構造物の超寿命化につながる可能性があるため効率的な考えかもしませんが、現時点では実現不可能と思われる。示方書自体の運用スケジュールや上記問題について今後どのように各機関と調整されるのか教えてください。	今回の示方書により、土木事業に関する契約と技術者のあり方について、構造工学委員会としての見解を示しました。今後は、発注者をはじめ、様々な立場の土木技術者に本示方書の趣旨が理解されて、変革が行われるよう期待するものです。
	12 契約内容と責任技術者について示方書で取り上げているが、発注機関側との調整(主旨確認)は出来ている？	同上
	13 三者関係について請負側の権限と責任において「責任」についてはよく問題視されているが、「権限」とは何を示すのか？具体的に思い浮かぶものがないが何を示しているのか？	契約者の権限とは異なる権限を指しており、例えば設計請負者に条件を提示する権限や、施工請負者に工事内容の変更を指示する権限などのことです。もちろんそれらの権限の内容については、契約ごとに明確にされる必要があります。
	14 要求性能について、用語の表記・定義がコンクリート標準示方書[維持管理編]と異なっています。今後はこれらの示方書の改訂もあるのでしょうか？	今回はいくつかの示方書の共通項目でまとめました。今後の改訂時には再検討します。
	15 今年改定されたカルバート指針で要求性能1~3まで記述されているが、共通示方書との考え方について説明してほしい	共通示方書は一般的な土木構造物の要求性能の記述を行っています。各構造物ごとに少し異なっているとも考えています。
大阪会場	16 1.3.3の解説中の(1)~(6)はどのような関係か？状況によっては全て満足できない場合が発生する可能性は無いのか。(2)(3)と(6)など)	学会の倫理規定の概要を示したものです。
	17 責任技術者が技術的判断を行うにあたり、各種示方書で規定されている事柄を逸脱するケースも考えられる。責任技術者の判断として、どの程度まで許されるのか。例えば、実験等で証明したり、社外有識者のお墨付きがあれば良いかも知れないが、個人が独断でどの程度の判断まで行ってよいものか？	そのような状況も含めて、総合的な見地から外部委員会の設置等も含め適宜、適切に判断できる能力を有する技術者が責任技術者であるべきとしています。
	18 3.3.2の「設計照査は二重に行う」とはどのようなことか？(図解3.2.2のaとxが照査するという意味か。Xが2人いるという意味か。クリアに理解しづらい)←bがしているのは「設計」で「照査」ではないですよね？	「a」と「x」が照査するという意味です。
	19 「工事を監理する技術者」とは通常は発注者の代理として施工をコントロールしているが、何か変更があったときに限りジャッジに変わる性質の立場と考えれば良いのか？	工事を監理する技術者は、発注者が契約することとしています。立場は発注者の代理ではなく、あくまでも技術的に中立的な立場で、施工のプロセスを管理し、事業の透明性を高めるために配置される技術者のことで
	20 解説図3.5.1のフローで「点検結果の判定、措置の決定」とありますが「措置の実施」が抜けていませんか？「措置の決定」は「決定」と「実施」にすべきでは？	ご指摘のとおりだと思いますので次回改訂時に検討します。
	21 共通示方書Ⅰ 4章の要求性能では、「復旧性」が挙げられているが、共通示方書Ⅱ 設定例P.72の要求性能には「修復性」が挙げられている。定義を見ると「修復性」のほうが広いように理解しましたが、ⅠとⅡで要求性能が異なるのはなぜですか？このような部分を統一的に示すのが共通示方書かと思うのですが、実際にはなかなか難しいことはわかります。どういう経緯でこのようになっているのか教えていただけるとありがたいです。	用語については、統一したものが作成できておらず申し訳ありません。ご指摘のとおり、できるだけ統一できるようにしていきたいと思っております。
	22 要求性能を定めるにあたり、本来は設計時に設定するが、設計したアウトプットを見て、初期コストの差が少であれば、高い要求性能を設定することもある。このような方法では設計費・手間が倍かかってしまう。構造物の要求性能の設定や重要度の設定において、どれだけリスクを見込むべきか、事業主体により大きなバラつきがあるのもよろしくなく、一定の考え方があるほうが助かる。	(答えようがないような気がします)